

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人原則雄の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その実質は、単なる法令違反及び事実誤認の主張に帰着し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（判法二三四条にいう「業務」の意義に関する原判示は正当である。）また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三八年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 河 村 大 助

裁判官 奥 野 健 一

裁判官 山 田 作 之 助

裁判官 草 鹿 浅 之 介